

就労継続支援事業所の新規指定・ 運営状況のガイドラインを策定

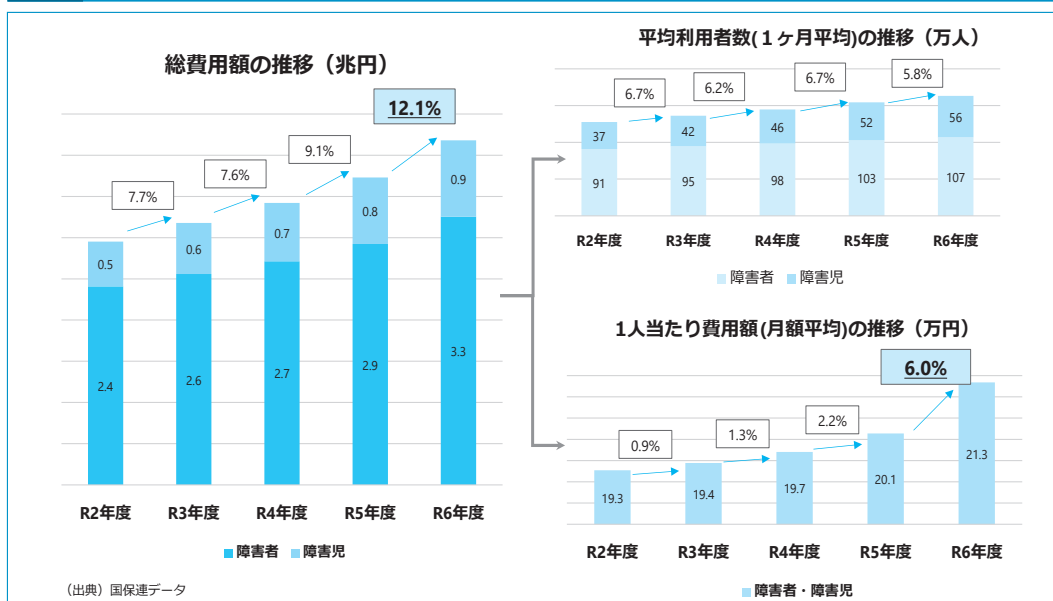
障害者の就労継続支援事業所については、就労能力の向上に寄与しない事業を行っている事業者の参入が指摘されていることから、2025（令和7）年11月に、新規指定・運営状況の把握・指導のためのガイドラインが国から示されています。内容をみながら、適切な事業運営について考えます。

急伸した、 障害福祉サービス等の総額

近年の障害福祉サービス等の総額は、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、とくに2023（令和5）年度から2024（令和6）年度にかけて12・1%の急伸がみられている。さらに、1人当たり費用額（月額）は、2024（令和6）年度改定の改定率（+1・12%）を大きく上回り、6・0%の伸びとなっている（図1）。これをサービス類型別にみると、就労継続支援B型が20・1%と、最も大きい伸び率となっている（図2）。

こうした状況を踏まえ、なかでも就労移行支援体制加算については、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返す、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者があったこと等から、1事業所で年間に算定可能な就職者数に上限（当該事業所の定員数まで）が設けられている（2026（令和8）年4月1日施行）。また、就労継続支援B型については、

図1 近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向



厚生労働省ホームページ 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインについて（ガイドライン作成の背景・課題）より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律と条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

図2 令和5年度→令和6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

年間総費用額と伸び幅・伸び率

	年間総費用額（億円）		伸び幅 (R5→R6)	伸び率 (R5→R6)
	R5年度	R6年度		
居宅介護	2,600	2,863	263	10.1%
重度訪問介護	1,417	1,622	205	14.5%
短期入所	511	586	76	14.9%
療養介護	697	713	16	2.3%
生活介護	8,602	9,085	483	5.6%
施設入所支援	2,124	2,475	351	16.5%
共同生活援助	4,163	4,712	548	13.2%
就労移行支援	800	858	57	7.2%
就労継続支援A型	1,792	1,875	83	4.6%
就労継続支援B型	5,242	6,294	1,052	20.1%
児童発達支援	2,388	2,728	341	14.3%
放課後等 デイサービス	5,306	6,098	792	14.9%
障害者	29,234	32,548	3,315	11.3%
障害児	8,067	9,261	1,194	14.8%
全体	37,300.7	41,809.8	4,509	12.1%

厚生労働省ホームページ「指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインについて（ガイドライン作成の背景・課題）」より

多くの自治体で専任者の必要性を感じる一方、さまざまな課題があり実現に至っていない。他方、

- ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家を設置し、事前協議に申し込みのあった事業所を全件審査
- ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識をもつ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を

平均工賃月額算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の見直しが行われている（2026（令和8）年6月1日施行）。

ちなみに、就労移行支援体制加算に関する直近の不正受給事案としては、

●（株）絆ホールディングス（大阪市）傘下の4事業所が約110億円の返還を求められ（2026（令和8）年3月）、同年5月に事業者指定取り消しの行政処分を受ける（同年6月に会社更生法の適用を申請）

●就労継続支援A型事業所ティラズ・ギルド（大阪府八尾市）が約2億4000万円の返還を求められ（2026（令和8）年5月）、同年6月末での事業者指定取り消しの行政処分を受ける

等の事例がある。

自治体の指定・指導事務の実態

前述のような不正受給事案が発生する背景には、自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置が少ないこともある。「自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究」（令和6年度障害者総合福祉推進事業）によると、都道府県・政令市では4～6人、中核市では1～3人の配置が多く、そのうち担当人数が3年以上の職員数はほとんどが1～2人となっている。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市にはほとんどいない状況となっている。

また、就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い結果となっている。

実態

といった対応を行っている自治体もあり、専門家等が新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは効果を上げていることも判明している。

なお、新規指定申請をしてきた事業者の先々の運営に疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にはできない等の課題があり、国には、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾となる、就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供が求められていた。

そこで、前述の調査研究の結果と社会保障審議会障害者部会での議論を踏まえ、2025（令和7）年11月に「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」が国から示されることとなった。

2025（令和7）年11月に示されたガイドラインの内容は

同ガイドラインの主な内容を見ると、まず指定権者の役割として、指定希望者が障害者総合支援法をはじめ関係法令の規定、円滑な運営に必要不可欠な知識等を有しているか、利用者の就労の知識・能力を向上させる支援内容となっているか等について総合的に審査することが求められており、指定希望者に対して面談や確認を行う場合は、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代表者等ではなく、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者



未来への投資で人を育む、持続可能な保育経営

— 愛知県豊橋市・社会福祉法人明照保育園 幼保連携型こども園明照保育園 —

子育て家庭を幅広く受け入れ、地域の保育ニーズに応える

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された愛知県豊橋市にある「明照保育園」を取りあげます。同園は、地域の子育て支援拠点として多様な地域貢献活動に取り組んでいます。地域に向けた活動や働きやすい職場環境づくりの取り組みについて取材しました。

愛知県豊橋市にある社会福祉法人明照保育園は、「豊かな体験・遊びを通じ、情緒豊かで自律した子どもを育てる」という保育を実践するとともに、地域の子育て拠点として多様な地域貢献活動に取り組んでいる。

昭和28年に開設された明照保育園は、昭和43年に社会福祉法人に組織変更を行い、園舎の増改築や定員拡大を重ねながら地域の保育ニーズに対応してきた。平成27年に幼保連携型認定こども園に移行している。

同園が地域で担ってきた役割について、理事長の中島章裕氏は次のように説明する。

「当園は、戦前の農繁期の託児

所を起源とし、開設当初から『ドナタデモオイデクダサイ』という方針のもと、地域のこどもや子育て家庭を幅広く受け入れる姿勢を大切にしてきました。平成15年には、当時保育所では少なかった放課後児童クラブ（定員110人）の運営を開始し、卒園後もつながり続けることにより、こどもたちの健全な育成をサポートしています。放課後児童クラブは、小学6年生まで受け入れ、毎日多くの卒園児が来所しています。年上の子が年下の子の面倒をみてくれることが日常的となっており、親や保育士だけではできない、こども同士の育ちあい、心の成長を育むことにつながっています」（以下、「」内は中島理事長の説明）。

さらに、令和6年には、同園の隣接地に1階は0歳児の分園（定員25人）、2階は児童発達支援事業と放課後等デイサービスを併設する多機能型事業所「明照みつけ」を開設し、乳幼児から学童期、さ

施設の概要

社会福祉法人 明照保育園 幼保連携型こども園明照保育園

〒441-8093

愛知県豊橋市牟呂中村町6-1

TEL 0532-31-1419

FAX 0532-31-1499

URL <https://www.tcp-ip.or.jp/~meisyou/>

開設：昭和28年

理事長：中島 章裕

園長：中島 章悟

定員：295人（分園含む）

併設施設：放課後児童クラブ（定員110人）

法人施設：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス



らに発達支援までを視野に入れた地域の子育て支援拠点としての機能を強化している。

こどもの遊びや興味・関心を引き出す環境づくり

明照保育園の定員は295人（分園を含む）、建物は3階建てで、1階に1〜3歳児の保育室、2階



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・9,816円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949